

佐賀県告示第 321 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、次の知事監視製品の指定は失効した。

平成 27 年 7 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事監視製品の名称

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth AROMA BOOST」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot GUY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY（販売名が SEXUALITY Rouge であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「D-AROMa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS（販売名が CIRCUS Balloon であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS（販売名が CIRCUS Magic であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence H aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Green Insence (販売名が SpiRal Girl Green であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「PEGAS SHARP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「PEGAS POWER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおりの被包の製品「(販売名が Sound Joker であるものを含む。) 」であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおりの被包の製品「(販売名が Sound Joker red であるものを含む。) 」であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Erika AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Holiday LOVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「KONOHA AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「X-aROMa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「FaLL OUT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「極 (販売名が極であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No. 2 (販売名がファイナル香 No2 であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容

物が植物片のもの

(21) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No. 3 (販売名がファイナル香 No3 であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「LAsT 香 No. 1 (販売名がラスト香 No1 であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「LAsT 香 No. 2 (販売名がラスト香 No2 であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM PaRaDISE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備えて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 失効日

1の(1)から(16)までについては平成27年5月22日、1の(17)については同月26日、1の(18)及び(19)については同月27日、1の(20)から(23)までについては同月29日、1の(24)については同年6月5日

3 失効の理由

1の(17)から(23)までについては、当該知事監視製品が条例第2条第3号に掲げる薬物を含有することが判明したため

1の(1)から(16)まで及び(24)については、当該知事監視製品が条例第2条第6号に掲げる薬物を含有することが判明したため